

「外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

2022年10月17日

改 正 案	現 行
<p>(外務員の登録義務)</p> <p>第2条 正会員は、その役員又は従業員(以下「従業員等」という。)に外務員の職務(電子記録移転権利に係る行為に限る。以下同じ。)を行わせる場合は、次に掲げる事項につき、本協会に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名(旧氏の登録を受けようとする場合に限る。以下同じ。)並びに生年月日及び外務員登録番号</p> <p>ロ～ト (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(外務員の登録義務)</p> <p>第2条 正会員は、その役員又は従業員(以下「従業員等」という。)に外務員の職務(電子記録移転権利に係る行為に限る。以下同じ。)を行わせる場合は、次に掲げる事項につき、本協会に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日、<u>性別</u>及び外務員登録番号</p> <p>ロ～ト (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(外務員の登録申請)</p> <p>第4条 正会員は、第2条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、<u>旧氏及び名並びに生年月日</u></p> <p>ロ (現行どおり)</p> <p>ハ 日本証券業協会「外務員等資格試験に関する規則」第<u>4</u>条第1号に定</p>	<p>(外務員の登録申請)</p> <p>第4条 正会員は、第2条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、生年月日<u>及び性別</u></p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 日本証券業協会「外務員等資格試験に関する規則」第<u>3</u>条第1号に定</p>

<p>める一種外務員資格試験の合格年月日及び識別番号 ニ～ト (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 登録の申請を行う際には、登録を受けようとする外務員に係る<u>次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>履歴書</u></p> <p>(2) <u>住民票の抄本又はこれに代わる書面</u></p> <p>(3) <u>当該外務員の旧氏及び名の登録を受けようとする場合において、前号に掲げる書類が当該外務員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面</u></p> <p>(4) <u>登録の申請に係る外務員が金商法第64条の2第1項各号のいずれにも該当しない者であることを登録の申請を行った協会員及び当該外務員が誓約する書面</u></p> <p><u>3</u> <u>正会員は、登録の申請を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則その他関連法令に基づき本協会が定めるところにより電子情報処理組織（本協会の使用に係る電子計算機と登録の申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法又は書面の提出による方法により行うことができる。</u></p> <p>(登録及び登録済通知)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 本協会は、前項の規定により登録をし</p>	<p>める一種外務員資格試験の合格年月日及び識別番号 ニ～ト (省 略)</p> <p><u>2</u> 登録の申請を行う際には、登録を受けようとする外務員に係る<u>履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面、登録の申請に係る外務員が金商法第 64 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを登録申請正会員及び当該外務員が誓約する書面並びにその他本協会が必要と認める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(登録及び登録済通知)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p><u>2</u> 本協会は、前項の規定により登録をし</p>
---	---

た場合は、遅滞なく、前条第3項に規定する方法により、その旨を登録申請協会に通知する。

(登録の拒否)

第6条 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

- (1) (現行どおり)
- (2) 金商法第64条の5第1項(同法第66条の25及び金融サービスの提供に関する法律(以下「金サ法」という。)第77条において準用する場合を含む。)の規定又はこの規則第8条の規定により外務員(金商法第66条の25において準用する同法第64条第1項に規定する外務員及び金サ法第75条第1項に規定する外務員を含む。次号において同じ。)の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (3) 登録申請正会員以外の金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録されている者
- (4) 金商法第66条の登録を受けている者又は金サ法第12条の登録(有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。)を受けている者

2～3 (現行どおり)

た場合は、遅滞なく、その旨を登録申請正会員に通知する。

(登録の拒否)

第6条 本協会は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくは添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否する。

- (1) (省 略)
- (2) 金商法第64条の5第1項の規定又はこの規則第8条の規定により外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (3) 登録申請正会員以外の金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者
- (4) 金商法第66条の規定により金融商品仲介業者として登録されている者

2～3 (省 略)

附 則

この改正は、2022年10月17日から施行する。